

第10章 計画の推進

10.1 推進体制

本計画で掲げた施策は、市民、事業者、民間団体、行政など、本市に集うすべてのステークホルダーによる取組のもとで推進するものです。また、行政においても、環境部局のみならず関係部局を含む全庁的な取組となることが重要です。

そのため、計画の着実かつ効果的な推進に向け、以下に示す推進体制のもと実施します。また、地元企業を中心とした地域脱炭素推進事業体の設立などにより、ゼロカーボンシティ実現に向けた取組のさらなる推進を目指します。

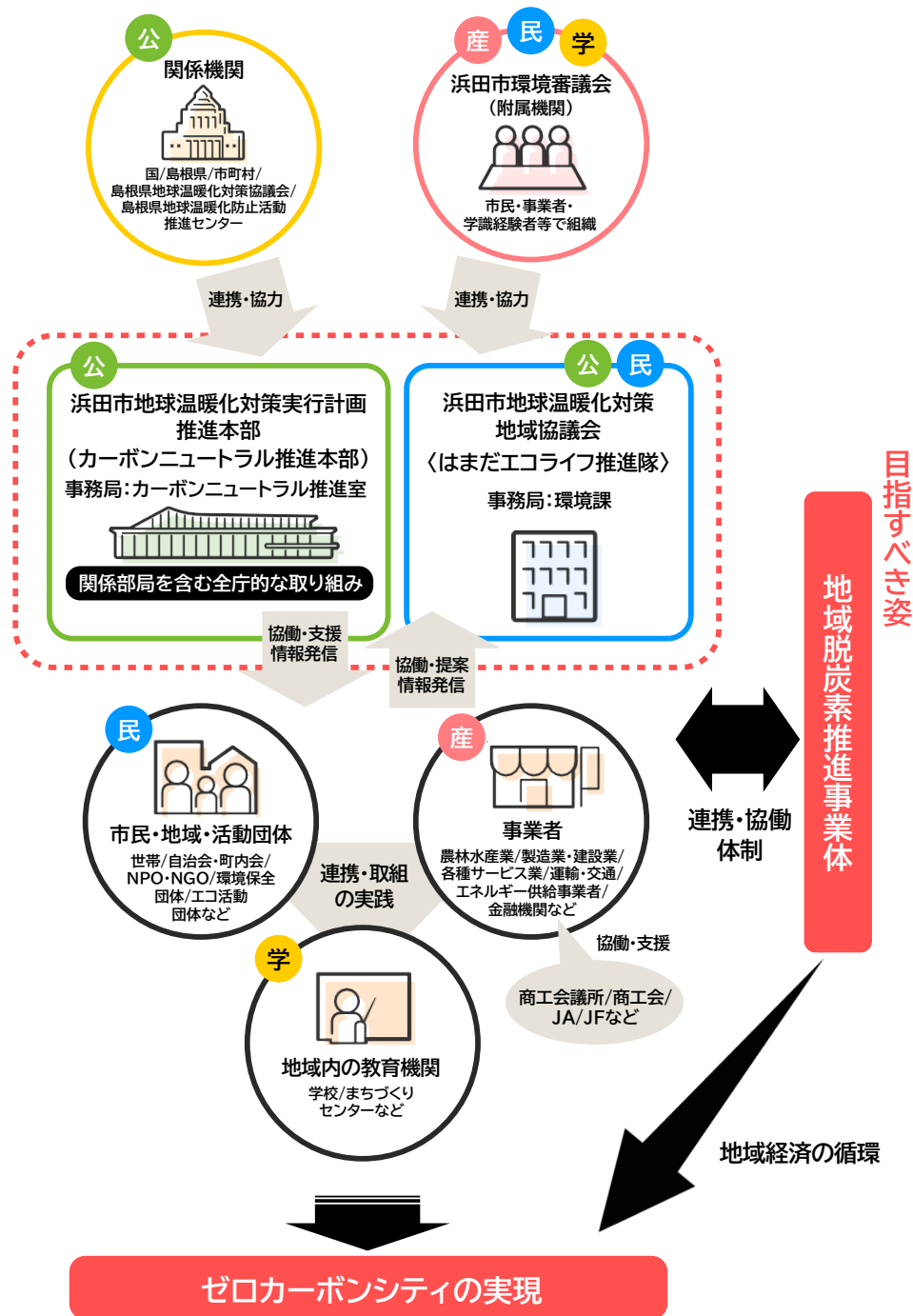


図 推進体制のイメージ

10.2 進捗管理

本計画の進捗管理では、その進捗状況について確認を行います。

「浜田市地球温暖化対策実行計画推進本部(カーボンニュートラル推進本部)」と「浜田市地球温暖化対策地域協議会(はまだエコライフ推進隊)」が連携・協力し、施策の評価指標の確認、事業の評価および改善などの提案を行い、次年度の事業へ反映していきます。

脱炭素関連分野は法改正も含めて頻繁に行われ、技術革新も多く、取組方針などの状況が大きく変わる可能性もあるため、状況に応じて柔軟に見直しを図っていきます。

また、2030年度、2040年度、2050年度の目標達成に向けて、計画と予算を一体的に捉えて推進していきます。

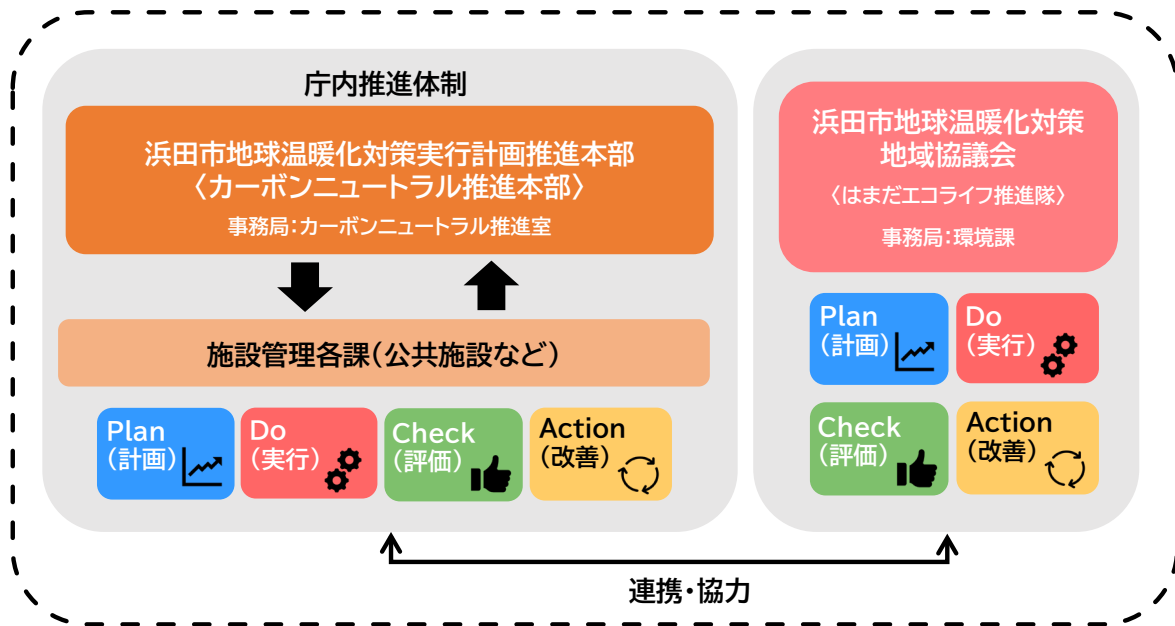


図 進捗管理のイメージ